

参 考 资 料

目 次

1 県職員給与関係資料

第1表	職員の適用給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	1
第2表	職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	2
第3表	職員の適用給料表別平均給与月額	3
第4表	職員の給与月額の前年比較	3
第5表	職員の扶養手当の支給状況	5
第6表	職員の給料の特別調整額・管理職手当の支給状況	6
第7表	職員の単身赴任手当の支給状況	6
第8表	職員の地域手当の支給状況	7
第9表	職員の住居手当の支給状況	8
第10表	職員の通勤手当の支給状況	8
第11表	職員の適用給料表別、級別、号給別人員	9
第12表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	23

2 民間給与関係資料

	平成30年職種別民間給与実態調査の概要	24
第13表	産業別、企業規模別調査事業所数	25
第14表	民間における初任給の改定状況	25
第15表	職種別、学歴別、企業規模別初任給	26
第16表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等	27
第17表	民間における家族手当の支給状況	42
第18表	民間における住宅手当の支給状況	43
第19表	民間における特別給の支給状況	44
第20表	民間における冬季賞与の配分状況	44
第21表	民間における給与改定の状況等	45

3 県職員給与と民間給与との比較

第22表	県職員の給与と民間事業従業員の給与との比較	46
	(参考1) 民間給与との比較を行う県職員(行政職)の平均給与月額	46
	(参考2) 給与比較における対応関係	46

4 生計費関係資料

	平成30年4月の標準生計費算定方法	47
第23表	費目別、世帯人員別標準生計費	48

5 労働経済関係資料

第24表	労働経済指標	49
------	--------	----

6 勤務時間等関係資料

第25表	職員の年次休暇の使用日数及び超過勤務時間	51
------	----------------------	----

7 人事院勧告の要旨

(1)	給与勧告の骨子	52
(2)	公務員人事管理に関する報告の骨子	54
(3)	定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子	55

1 県職員給与関係資料

第1表 職員の適用給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(平成30年職員給与実態調査)

給料表 \ 区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
行政職	3,516 ^人	43.7 ^歳	21.2 ^年
公安職	1,839	38.2	16.9
研究職	157	42.4	19.0
医療職(一)	10	53.4	26.9
医療職(二)	84	42.4	18.7
医療職(三)	48	40.6	17.5
大学教育職	51	50.5	27.0
高等学校等教育職	2,291	45.2	22.6
中学校及び小学校 教育職	4,947	43.1	20.4
計	12,943	42.9	20.5

- (注) 1 この調査は、職員の給与に関する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の適用を受ける職員を対象としたものである。
- 2 再任用職員は、含まれていない。(第2表から第11表まで及び第22表において同じ。)
- 3 技能職員は、含まれていない。(以下すべての表において同じ。)
- 4 特定任期付職員給料表は、適用者がいないため記載していない。(以下すべての表において同じ。)

第2表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

(平成30年職員給与実態調査)

給料表 \ 区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
行政職	100	74.7	9.0	15.7	0.6	63.9	36.1
公安職	100	59.6	2.7	37.7	—	90.9	9.1
研究職	100	90.5	8.9	0.6	—	70.7	29.3
医療職(一)	100	100.0	—	—	—	90.0	10.0
医療職(二)	100	92.9	7.1	—	—	52.4	47.6
医療職(三)	100	93.8	6.2	—	—	2.1	97.9
大学教育職	100	76.5	23.5	—	—	27.5	72.5
高等学校等教育職	100	94.8	2.6	2.3	0.3	51.4	48.6
中学校及び小学校 教育職	100	98.4	1.6	—	—	39.8	60.2
計	100	85.6	4.2	10.0	0.2	56.0	44.0

第3表 職員の適用給料表別平均給与月額

給与種目 \ 給料表	行政職	公安職	研究職	医療職(一)
給料	327,991 円	319,575 円	330,989 円	527,050 円
地域手当	11,437	10,848	10,901	98,075
給料の特別調整額 管理職手当	7,110	2,407	—	72,970
扶養手当	9,101	13,072	9,688	12,950
住居手当	4,360	3,700	5,174	4,650
その他	268	2,095	955	187,090
合計	360,267	351,697	357,707	902,785

(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び切替に伴う差額を含む。(第4表において同
2 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、

第4表 職員の給与月額の対前年比較

(行政職)

(職員給与実態調査)

給与種目 \ 区分	平成29年 (A)	平成30年 (B)	比較	
			(B) - (A)	(B) / (A)
給料	329,807 円	327,991 円	△1,816 円	99.4 %
地域手当	10,484	11,437	953	109.1
給料の特別調整額 管理職手当	7,019	7,110	91	101.3
扶養手当	9,241	9,101	△140	98.5
住居手当	4,303	4,360	57	101.3
その他	325	268	△57	82.5
合計	361,179	360,267	△912	99.7

(平成30年職員給与実態調査)

医療職(二)	医療職(三)	大学教育職	高等学校等 教 育 職	中学校及び 小学校教育職	計
円 326,726	円 311,065	円 429,443	円 386,758	円 360,947	円 350,313
10,864	10,101	14,197	12,766	11,927	11,838
4,307	—	7,806	3,592	6,266	5,419
8,476	4,594	6,431	8,591	6,181	8,438
5,143	2,858	4,975	4,326	4,122	4,181
2,893	—	2,318	122	359	326
358,409	328,618	465,170	416,155	389,802	380,515

じ。)

へき地手当、へき地手当に準ずる手当である。(以下第4表及び46頁の参考1において同じ。)

(給料表計)

(職員給与実態調査)

給与種目	区 分	平成 29 年 (A)	平成 30 年 (B)	比 較	
				(B) - (A)	(B) / (A)
給 料		円 353,159	円 350,313	円 △2,846	% 99.2
地 域 手 当		10,822	11,838	1,016	109.4
給料の特別調整額 管理職手当		5,345	5,419	74	101.4
扶 養 手 当		8,391	8,438	47	100.6
住 居 手 当		3,995	4,181	186	104.7
そ の 他		696	326	△370	46.8
合 計		382,408	380,515	△1,893	99.5

第5表 職員の扶養手当の支給状況

(1) 給料表別扶養親族数

(平成30年職員給与実態調査)

区分 給料表	受給職員数	扶 養 親 族 数					全職員1人 当たり平均 扶養親族数
		配偶者	配偶者のい ない場合の 扶養親族の うち1人	配偶者以外 の扶養親族	計	うち 特定期間に ある子	
行政職	1,606	771	75	2,332	3,178	885	0.9
公安職	1,128	744	14	1,783	2,541	350	1.4
研究職	77	24	2	122	148	48	0.9
医療職(一)	7	6	—	7	13	3	1.3
医療職(二)	36	12	6	50	68	23	0.8
医療職(三)	15	1	5	16	22	7	0.5
大学教育職	16	6	1	26	33	10	0.6
高等学校等教育職	993	372	51	1,470	1,893	660	0.8
中学校及び小学校 教育職	1,738	611	93	2,272	2,976	961	0.6
計	5,616	2,547	247	8,078	10,872	2,947	0.8

- (注) 1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。(下表において同じ。)
 2 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。
 3 手当受給職員数の全職員に対する割合は、43.4%である。
 4 手当受給職員1人当たりの平均手当月額は、19,447円である。

(2) 扶養親族構成

(平成30年職員給与実態調査)

扶養親族数別職員数		扶 養 親 族 構 成			
区分	該当職員数	区 分	扶養親族数	区 分	扶養親族数
人	人		人		人
1	2,251	配 偶 者	2,547	配 偶 者	2,547
2	1,874	子 ・ 孫	7,899	1人目(配偶者あり)	4,459
3	1,138	弟 妹	2	1人目(配偶者なし)	247
4	312	父 母 ・ 祖 父 母	409	2人目以降	3,619
5	36	障 害 者	15		
6	4				
7	1				
8					
計	5,616	計	10,872	計	10,872

第6表 職員の給料の特別調整額・管理職手当の支給状況

(平成30年職員給与実態調査)

区分	1種 2種	3種 4種	5種 6種	7種 8種 9種	教1種 教2種	教3種	教4種	教5種	受給者 計	手当受給者 1人あたり 平均手 当額
職員の 区分	本庁 部長 など	本庁 次長 など	本庁 課長 など	その他	校長	副校長	教頭	特別支援 学校教諭 (部主事)		
受給者	人 20	人 65	人 301	人 30	人 254	人 4	人 388	人 25	人 1,087	円 64,530

第7表 職員の単身赴任手当の支給状況

(平成30年職員給与実態調査)

区分		受給者
職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離	100km未満	144人
	100km以上 300km未満	5
	300km以上 500km未満	—
	500km以上 700km未満	1
	700km以上 900km未満	16
	900km以上 1,100km未満	—
	1,100km以上 1,300km未満	1
	1,300km以上 1,500km未満	—
1,500km以上	—	
受給者計		167
手当受給者1人あたり平均手当月額		円 33,269

第8表 職員の地域手当の支給状況

(平成30年職員給与実態調査)

区分 給料表	計	地域別人員 (構成比)								
		1級地 (東京都 特別区)	2級地 (大阪市)	4級地 (神戸市)	5級地 (多賀城 市、 広島市)	6級地 (仙台市)	7級地 (岡山市、 徳島市)	県内	医療職 (一)	非支給地
行政職	3,516 (100%)	19 (0.54%)	8 (0.23%)	—	1 (0.03%)	1 (0.03%)	3 (0.09%)	3,474 (98.80%)	—	10 (0.28%)
公安職	1,839 (100%)	3 (0.16%)	2 (0.11%)	1 (0.06%)	—	—	—	1,831 (99.56%)	—	2 (0.11%)
研究職	157 (100%)	—	—	—	—	—	—	157 (100%)	—	—
医療職(一)	10 (100%)	—	—	—	—	—	—	—	10 (100%)	—
医療職(二)	84 (100%)	—	—	—	—	—	—	84 (100%)	—	—
医療職(三)	48 (100%)	—	—	—	—	—	—	48 (100%)	—	—
大学教育職	51 (100%)	—	—	—	—	—	—	51 (100%)	—	—
高等学校等 教育職	2,291 (100%)	—	—	—	—	—	—	2,291 (100%)	—	—
中学校及び 小学校教育職	4,947 (100%)	—	—	—	—	—	—	4,938 (99.82%)	—	9 (0.18%)
計	12,943 (100%)	22 (0.17%)	10 (0.08%)	1 (0.01%)	1 (0.01%)	1 (0.01%)	3 (0.02%)	12,874 (99.46%)	10 (0.08%)	21 (0.16%)
平均手当額	円 11,838	円 75,150	円 54,259	円 *	円 *	円 *	円 8,262	円 10,637	円 98,075	円 —

(注) 「*」は人員が1人の場合である。

第9表 職員の住居手当の支給状況

(平成30年職員給与実態調査)

給料表 \ 区分	受給職員数	手当月額11,000円未満の受給者	手当月額11,000円以上27,000円未満の受給者	手当月額27,000円以上の受給者
		人	人	人
行政職	609	2	275	332
公安職	264	1	119	144
研究職	34	—	20	14
医療職(一)	2	—	1	1
医療職(二)	18	—	13	5
医療職(三)	6	—	3	3
大学教育職	10	—	5	5
高等学校等 教育職	398	1	202	195
中学校及び 小学校教育職	820	1	436	383
計	2,161	5	1,074	1,082

- (注) 1 手当受給職員数の全職員に対する割合は、16.7%である。
 2 手当受給職員1人当たりの平均手当月額は、24,967円である。
 3 単身赴任手当受給職員で、配偶者等が居住する借家・借間に係る手当を受給するものは13人(1人当たりの平均手当月額は12,415円)である。

第10表 職員の通勤手当の支給状況

(平成30年職員給与実態調査)

給料表 \ 区分	受給職員数	内 訳		
		交通機関のみ利用者	自動車等のみ使用者	交通機関・自動車等併用者
	人	人	人	人
行政職	3,068	593	2,188	287
公安職	1,365	82	1,256	27
研究職	143	2	125	16
医療職(一)	7	1	5	1
医療職(二)	81	8	68	5
医療職(三)	46	—	42	4
大学教育職	49	1	48	—
高等学校等 教育職	2,125	49	2,054	22
中学校及び 小学校教育職	4,492	23	4,436	33
計	11,376	759	10,222	395
平均手当月額	8,216円	12,232円	7,462円	19,992円

- (注) 手当受給職員数の全職員に対する割合は、87.9%である。

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員

(平成30年職員給与実態調査)

1 行政職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3								1	
4									
5									
6									
7									
8									
9	3						2	1	
10									
11									
12	4	1							
13	3								2
14		1							2
15									3
16	4	38	1					1	
17	1	1	1						1
18		5	2						1
19	2	2	15						1
20	3	5	5						3
21	1		8						
22	3	49	5						2
23		4	2						2
24		15	11					2	1
25		7	1					1	1
26		12	19					3	1
27	1	4	4					2	1
28		45	14				1		1
29	66	6	15				2	5	
30	3	14	5				8	4	1
31	2	6	11				15	1	
32	9	37	20				6	2	
33	8	7	3				5		
34	64	7	14				13		
35	7	2	9				12	6	
36	13	15	8				6		
37	20	11	8				1	2	
38	8	7	16				6		
39	10	2	5			1	7	1	
40	61	1	10				4	1	
41	11		11					1	1
42	20		28						
43	4	2	13				7		
44	39	1	9				4	1	
45	14		15	1				4	
46	8		23	2			1		
47	2	1	11	20					
48	18		7	2		3			
49	11		18	10		2	2		
50	9		15	9		8			
51	9	2	8	26	1	17	1		
52	16	1	18	8	3	8			
53	7	1	8	34	12	8	1		
54	10	1	13	15	2	14			
55	5		19	27	5	13	1		
56	2		22	15	1	10			
57	5		15	23	14	5	1		
58	1		11	26	2	9			
59	1	1	11	49	6	9			
60	6		12	14	3	8			
61	4		18	33	11	2	9		
62	1	1	15	24	3				
63	5		11	25	15	5			
64			5	16	17	3			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
65	人 2	人	人 17	人 54	人 22	人 1	人	人	人
66	1		10	20	2				
67			8	40	15				
68	1		7	21	25				
69			14	22	28	2			
70			7	17	23	1			
71			9	30	21				
72			8	27	27				
73	1	1	10	21	23				
74			3	11	14	1			
75			3	7	13	1			
76			3	22	26				
77			6	17	11	3			
78			4	19	8	3			
79	1		7	26	12	1			
80			3	15	6				
81			7	11	4	2			
82			4	22	12	2			
83			4	19	17	5			
84			2	16	6				
85			4	13	11	2			
86			1	8	8				
87			4	8	3				
88			1		23				
89			8	1	10				
90		1	2	1	11				
91			3		48				
92			2		4				
93			4	26	167				
94			1						
95			3						
96									
97			3						
98			1						
99									
100			2						
101			2						
102			1						
103			1						
104			1						
105			2						
106									
107			1						
108			2						
109			2						
110			1						
111			3						
112			3						
113			48						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		4							
計	510	321	790	873	695	149	115	39	24
								適用職員数	3,516

(注) 該当人員0の号給は空欄とした。(以下第11表の各表において同じ。)

2 公安職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7	28								
8									
9	1								
10	20								
11	3								
12	1								
13	2								
14									
15	1								
16	20		1						
17	3								
18	3								
19	2								
20	18					2			
21	2					1			
22	4					1			
23	2								
24	13	37							
25	29	2	1			2			
26	6	1	2	1		3			
27	1	3							
28	42	40	21	3		2			
29	3	3				2			
30	2	3	9	3		3			1
31	2		3	2		1			2
32	5	28	28	2		3			6
33	1	3	4	1		4			
34	2	11	24	2		3			
35		3	6	3		3			2
36	1	23	15	5		5			2
37	4	2	6	1		1			
38		7	21	8		7			1
39		7	6	2		2			
40		7	21	7		3			
41	1	2	6	3		2			
42		4	23	13		8			
43		1	6	6		2			
44	1	3	15	10		6			
45		2	1	4		2			1
46		2	21	10		8		1	
47		1	2	2		2	2	11	
48		1	14	16		4		1	
49		2	9	8		8		2	
50		1	12	10		4	1	3	
51		1	6	3		8	1	2	
52		1	15	11		3		1	
53			5	6		2	4	4	
54		1	10	5		2	1	4	1
55		3	6	3		3		4	2
56		1	8	11		5	1		
57	1	1	9	6		4		3	1
58		1	11	7		4	1	5	
59			7	5		4	1	5	
60			10	7		4		2	
61			3	5		4		8	1
62			12	3		2	2	6	
63			5	2		1	1	5	
64			7	1		3			
65		1	6	5		3		1	
66			7	4		3		2	
67			7			1		1	
68			8	7		8	1	1	
69			1	2		8	1	4	
70		1	8	4					
71			3	8		2		1	
72			8	6		2	1		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
73									
74		1							
75									
76									
77									
78									
79									
80									
81									
82									
83									
84									
85									
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
計	224	211	521	402	268	92	80	26	15
								適用職員数	1,839

3 研究職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		2			
6					
7					
8					
9					
10		3			
11					
12					
13		3			
14					
15					
16		2			
17					
18		1			
19		6			
20		3			
21					
22					
23		1			
24		5			
25					
26					
27					
28		1			
29					
30		1			
31					
32		1			
33		1			
34		1			
35		1			
36		1			
37					
38					
39		2			
40			2		
41		1			
42			1		
43		1	3		
44		1			
45			1		
46		1	1		
47					
48		4	1		
49		1	2		
50					
51			5		
52		1	1		
53			1		
54			1		
55			1		
56		1	2		
57		1	3		
58			1		
59			1		
60		1	5		
61			1		
62			1		
63		1	1		
64		2	6		

職務の級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65		4	2		
66			3		
67		1	1		
68			1		
69					
70		3	2		
71			6		
72		1	2		
73		1	3		
74			3		
75		1	1		
76		2	2		
77		1			
78		1			
79			1		
80		1	1		
81			1		
82			3		
83			1		
84					
85					
86					
87		2			
88					
89			5		
90					
91					
92		1			
93		1			
94					
95		1			
96					
97		1			
98					
99		1			
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106		1			
107					
108					
109					
110					
111		1			
112					
113					
114					
115					
116					
117		1			
118					
119		1			
120					
121					
計		78	79		
				適用職員数	157

4 医療職給料表(一)

級 員給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23	1			
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37			1	
38				
39				
40				
41				
42				
43			1	
44				
45				
46				1
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				1
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				

級 員給	1	2	3	4
61	人	人	人	人
62				
63				
64				
65				5
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	1		2	7
			適用職員数	10

5 医療職給料表(二)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6		1						
7		1						
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14			3					
15								
16		1						
17								
18								
19		2						
20			1					
21								
22								
23		1						
24		3						
25							1	
26			1					
27								
28		1					2	
29			1					
30			1					
31								
32			3					
33				1				
34			1	1				
35			1					
36								
37								
38	2					9		
39			1	1				
40				1		1		
41						10		
42				1				
43								
44				1				
45				1				
46				2				
47								
48				1				
49				1				
50			1		2			
51								
52								
53					1			
54				1				
55				1				
56			1					
57					1			
58				1				
59								
60								

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
61	人	人	人	人	人	人	人	人
62				1	2			
63					1			
64					1			
65					1			
66								
67					1			
68								
69					1			
70					1			
71					2			
72					1			
73								
74								
75								
76				1				
77				1	1			
78								
79								
80								
81								
82								
83								
84								
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105				1				
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	2	10	15	18	16	20	3	
							適用職員数	84

6 医療職給料表(三)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8			2				
9							
10							
11							
12							
13		4					
14							
15							
16							
17		6		1			
18							
19							
20							
21							
22				1			
23							
24			2				
25				1			
26							
27							
28							
29							
30				1			
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38				1			
39							
40							
41		1		1			
42							
43							
44							
45							
46							
47				1			
48							
49							
50		2		1			
51							
52							
53		1					
54					1		
55							
56							
57							
58							
59				1			
60							

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
61	人	人	人	人	人	人	人
62					1		
63				1			
64		1					
65							
66							
67							
68							
69					2		
70							
71							
72					1		
73					1		
74							
75							
76							
77							
78					1		
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88					1		
89							
90							
91							
92					2		
93					8		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111				1			
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
121	人	人	人	人	人	人	人
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		15	4	11	18		
						適用職員数	48

7 大学教育職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20	1			
21				
22				
23				
24	1			
25				
26				
27				
28				
29				
30				1
31				
32				1
33	1			
34				
35				
36				2
37				1
38				
39				
40				
41		1		1
42	1			
43				
44				2
45				
46				2
47		1		1
48	2			
49	1	1	1	1
50				
51				1
52		1		1
53				
54	1			
55				1
56		1		1
57				
58				
59				2
60				
61				
62	1			1
63		1		1
64				

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
65				1
66	1			
67				
68				
69				1
70			1	
71			1	
72	1	1		
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86			1	
87			1	
88	1		1	
89			3	
90	1			
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
計	13	7	10	21
			適用職員数	51

8 高等学校等教育職給料表

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5	1	6			
6					
7					
8		7			
9		10			
10					
11		1			
12		8			
13		12			
14		2			
15		1			
16		16			
17		10			
18		4			
19					
20	1	18			
21		6			
22	1	12			
23		2			
24		20			
25	2	3			
26		4			
27		7			
28		16			
29	3	5			3
30	2	10			2
31	2	4			6
32		13			3
33	4	6			3
34	2	23			2
35	3	4			3
36	1	15			2
37	2	8			4
38	1	18			
39	1	8			1
40	2	14			
41	2	6			
42	1	17			
43	3	1			1
44	2	10			
45	2	9			7
46		18			
47		2			
48	2	8			
49	1	11			
50	1	17			
51	1	6			
52	1	12			
53	2	8			
54	2	14			
55		8			
56	1	8			
57	1	3		3	
58	2	10		8	
59	2	5		5	
60	1	17		1	

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
61	1	7	人	2	人
62	2	10		8	
63	1	5		1	
64	1	11			
65		8		7	
66	1	6		8	
67		7			
68	1	12		4	
69	1	4		3	
70	2	14			
71		4		1	
72	6	11		2	
73	1	10		4	
74	1	6		6	
75	1	9		2	
76	1	17		2	
77		6		16	
78		7			
79		7			
80		6			
81	1	5			
82		11			
83		8			
84		14			
85		9			
86	1	9			
87		5			
88	1	13	1		
89		4	1		
90	2	17	3		
91		3	1		
92		23			
93	1	10	1		
94		14			
95		6			
96		16			
97	1	6			
98		7			
99		14			
100	1	24			
101		1			
102		22			
103		21			
104		28			
105		7			
106	1	28			
107		10			
108	1	31			
109		3			
110		23			
111		12			
112		30			
113		12			
114	2	23			
115		8			
116		46			
117	1	7			
118	2	23			
119		44			
120	1	39			

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
121	人	人	人	人	人
122		32			
123	2	23			
124		20			
125		36			
126	1	28			
127		33			
128		32			
129		41			
130		25			
131		57			
132	1	21			
133		40			
134	1	58			
135	1	45			
136	1	79			
137	1	73			
138		41			
139		43			
140	1	3			
141		1			
142					
143					
144					
145	1				
146	1				
147					
148					
149	1				
150					
151					
152					
153	12				
計	115	2,049	7	83	37
		適用職員数	2,291		

9 中学校及び小学校教育職給料表

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		109			
18					
19					
20		66			1
21		22			3
22		28			7
23		3			16
24		93			15
25	1	9			12
26		28			18
27		3			9
28		105			11
29		13			12
30		33			5
31		5			3
32		116			5
33		18			8
34		31			1
35		5			2
36	2	90			2
37		16			2
38		37			5
39		8			10
40	1	73			8
41	2	8			13
42		11			10
43	1	9			6
44	1	48			4
45		16			10
46		60			5
47		8			6
48		35			4
49	1	15			5
50		50			
51		16			
52	2	37			
53	1	22			
54		70			
55		11			
56	2	28			
57	1	13			
58		54			
59		10		1	
60		38			

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
61	人	19	人	人	人
62		40			
63		11			
64		39			
65	7	12			
66	5	33		2	
67	1	20			
68	7	39		1	
69	1	9			
70	1	24			
71	1	16		4	
72	2	51		2	
73		12		3	
74	1	20		27	
75		12		22	
76		42	1	1	
77		17		7	
78		15		22	
79		9		19	
80		34		7	
81		14		15	
82		21	1	22	
83		13	2	7	
84		34	2	8	
85		11	1	8	
86		23	1	10	
87		12	1	5	
88		25	2	4	
89		16	2	18	
90		23		14	
91		19	3	17	
92		28	4	11	
93		11	6	5	
94		16	5	3	
95		10	7	7	
96		16	4	2	
97		7	5	12	
98		21	5	5	
99		8	4	6	
100		20	4	4	
101		11	2	6	
102		15	1	3	
103		8			
104		19	4		
105		11	3	1	
106		20	2		
107		11	6		
108		15	6		
109		7	1		
110		21	1		
111		11	2		
112		23			
113		11			
114		21			
115		13			
116		18			
117		6			
118		14			
119		9			
120		28			

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
121	人	11	人	人	人
122		20			
123		12			
124		30			
125		6			
126		19			
127		16			
128		51			
129		9			
130		29			
131		32			
132		37			
133		48			
134		37			
135		30			
136		40			
137		34			
138		55			
139		37			
140		40			
141		76			
142		41			
143		81			
144		51			
145		55			
146		92			
147		100			
148		120			
149		139			
150		106			
151		228			
152		16			
153		7			
154					
155					
156					
157					
計	41	4,289	88	311	218
適用職員数			4,947		

第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

(平成30年職員給与実態調査)

1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	14		3	4	3	4				
公安職給料表	14				9	4	1			
高等学校等教育職給料表	54	10	44							
中学校及び小学校教育職給料表	73		73							
給料表計	155									
60歳	69									
61歳	50									
62歳	15									
63歳	14									
64歳	7									

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(下表において同じ。)

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	110		21	88			1			
公安職給料表	1						1			
研究職給料表	6		6							
医療職給料表(二)	6				6					
医療職給料表(三)	5				5					
高等学校等教育職給料表	16	4	12							
中学校及び小学校教育職給料表	67		67							
給料表計	211									
60歳	63									
61歳	42									
62歳	43									
63歳	40									
64歳	23									

2 民間給与関係資料

平成30年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を検討するため、平成30年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

香川県人事委員会、人事院及び他の人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 462事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により14層に層化し、これらの層から157事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(5) 集 計

ア 調査実人員

6,347人：初任給関係442人（行政職に相当する調査実人員439人）、初任給関係以外の調査職種5,905人（行政職に相当する調査実人員5,506人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、20,133人であり、行政職に相当するものは17,530人である。）

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

(平成30年職種別民間給与実態調査)

産業	企業規模	規模計			
		500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	
産 業 計		事業所 142	事業所 47	事業所 64	事業所 31
農 業 , 林 業 , 漁 業		0	—	—	—
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業		7	4	3	—
製 造 業		72	18	33	21
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業		19	9	9	1
卸 売 業 , 小 売 業		10	1	6	3
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業		9	8	1	—
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業		25	7	12	6

- (注) 1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所等が15事業所あった。
 2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第14表 民間における初任給の改定状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

学歴	企業規模	項目	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
				増額	据置き	減額	
				%	%	%	
大学卒	規模計		35.3	(39.3)	(60.7)	(0.0)	64.7
		500人以上	40.5	(51.3)	(48.7)	(0.0)	59.5
		100人以上 500人未満	41.8	(27.5)	(72.5)	(0.0)	58.2
		50人以上 100人未満	12.5	(50.0)	(50.0)	(0.0)	87.5
高校卒	規模計		29.1	(37.3)	(62.7)	(0.0)	70.9
		500人以上	20.0	(75.6)	(24.4)	(0.0)	80.0
		100人以上 500人未満	39.1	(16.3)	(83.7)	(0.0)	60.9
		50人以上 100人未満	25.0	(50.0)	(50.0)	(0.0)	75.0

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 ()書は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第15表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(平成30年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事務 ・ 技術 関係	新卒事務員	大学院修士課程修了	※ 218,742	※ 219,479	X	—
		大学卒	195,523	202,624	187,873	X
		短大卒	166,944	※ 176,195	160,400	X
	新卒技術者	大学院修士課程修了	165,867	※ 174,775	162,209	※ 164,825
		大学卒	214,000	※ 218,689	※ 201,085	—
		短大卒	198,146	212,222	189,438	※ 190,500
	新卒事務員・技術者計	短大卒	183,547	※ 182,525	※ 187,493	※ 183,250
		高校卒	164,644	※ 170,846	163,751	※ 159,640
		大学院修士課程修了	215,610	218,973	※ 205,187	—
		大学卒	196,521	205,814	188,455	※ 197,125
	その他	短大卒	174,636	180,015	166,351	※ 178,833
		高校卒	165,161	172,594	163,125	161,944
新卒大学助教		大学卒	—	—	—	—
新卒高等学校教諭		大学卒	X	—	X	—
新卒研究員		大学卒	—	—	—	—
新卒研究補助員		短大卒	—	—	—	—
		高校卒	—	—	—	—
準新卒医師		大学卒	—	—	—	—
準新卒薬剤師		大学卒	—	—	—	—
準新卒診療放射線技師		大学卒	—	—	—	—
		養成所卒	—	—	—	—
新卒栄養士	大学卒	X	—	X	—	
	短大卒	—	—	—	—	
準新卒看護師	養成所卒	—	—	—	—	
準新卒准看護師	養成所卒	—	—	—	—	

- (注) 1 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
 2 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。
 3 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
 4 「準新卒」とは、平成29年度中に資格免許を取得し、平成30年4月までの間に採用された場合をいう。

なお、医師については、平成27年3月大学卒業後、平成27年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成30年4月までの間に採用された者に限っている。

第16表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

1 常勤の従業員(再雇用者を除く)

(平成30年職種別民間給与実態調査)

(1) 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務	支 店 長	11	54.5	934,168	23	934,145	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)
	大 学 卒	10	54.1	954,504	0	954,504	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	工 場 長	*	*	*	*	*	・ 構成員50人以上の工場 の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	事 務 部 長	155	53.2	686,078	5,433	680,645	・ 2課以上又は構成員20人 以上の部の長(取締役兼任 者を除く。) ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
	大 学 卒	131	53.1	718,062	5,426	712,636	
	短 大 卒	5	51.5	590,235	0	590,235	
	高 校 卒	18	54.9	528,189	7,520	520,669	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
職 種	技 術 部 長	124	52.8	617,158	3,836	613,322	同 上
	大 学 卒	88	53.4	660,222	5,325	654,897	
	短 大 卒	11	50.1	540,046	0	540,046	
	高 校 卒	25	52.5	520,729	1,088	519,641	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

(注) 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下第16表の各表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)		(A)－(B)		
			円	うち時間外 手当 (B) 円			
事 務	事 務 部 次 長	69	50.9	638,808	18,645	620,163	・前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	62	50.2	658,874	18,350	640,524	
	短 大 卒	3	55.3	535,704	21,509	514,195	
	高 校 卒	4	56.8	455,742	20,343	435,399	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技 術 部 次 長	36	51.7	574,923	2,212	572,711	同 上
	大 学 卒	26	51.4	611,947	2,218	609,729	
	短 大 卒	4	53.1	529,969	0	529,969	
	高 校 卒	6	51.7	491,577	3,868	487,709	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 関	事 務 課 長	346	49.9	553,635	12,803	540,832	・2係以上又は構成員10人 以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
	大 学 卒	248	48.8	569,114	14,194	554,920	
	短 大 卒	12	47.4	397,050	17,758	379,292	
	高 校 卒	86	53.2	536,118	8,388	527,730	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 関 係	技 術 課 長	317	49.0	542,122	29,865	512,257	同 上
	大 学 卒	188	48.2	580,482	32,042	548,440	
	短 大 卒	30	49.7	526,640	47,804	478,836	
	高 校 卒	99	50.2	477,735	20,180	457,555	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 関 係 職 種	事 務 課 長 代 理	96	45.8	466,424	29,272	437,152	・上記課長に事故等のあると きの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等 の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上 を有する者 ・職能資格等が上記課長代理 と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	67	44.2	488,407	29,887	458,520	
	短 大 卒	10	46.7	402,463	21,607	380,856	
	高 校 卒	19	49.9	430,439	31,023	399,416	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 関 係 職 種	技 術 課 長 代 理	126	45.4	462,679	14,258	448,421	同 上
	大 学 卒	76	44.2	460,973	16,922	444,051	
	短 大 卒	26	46.4	464,371	9,565	454,806	
	高 校 卒	24	47.9	465,904	11,430	454,474	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	413	45.4	455,219	62,923	392,296	・係の長及び係長級専門職
	大学卒	237	43.1	458,227	65,995	392,232	
	短大卒	34	46.3	384,568	48,535	336,033	
	高校卒	142	48.7	465,791	61,340	404,451	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術係長	398	45.4	466,564	85,395	381,169	同 上
	大学卒	220	43.0	484,016	88,581	395,435	
	短大卒	48	45.7	420,784	63,437	357,347	
	高校卒	129	48.4	455,905	86,953	368,952	
	中学卒	*	*	*	*	*	
事務主任	319	40.5	334,249	36,901	297,348	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長－係員間）	
大学卒	205	38.5	342,460	41,637	300,823		
短大卒	57	42.9	326,606	32,695	293,911		
高校卒	56	44.4	317,043	26,347	290,696		
中学卒	*	*	*	*	*		
技術主任	422	41.8	363,156	70,769	292,387	同 上	
大学卒	249	37.7	386,703	81,479	305,224		
短大卒	39	40.6	395,980	94,632	301,348		
高校卒	134	46.3	332,853	55,405	277,448		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	1,597	37.5	300,171	34,182	265,989		
大学卒	848	34.6	308,687	39,114	269,573		
短大卒	243	42.5	283,489	22,014	261,475		
高校卒	503	39.8	294,545	32,120	262,425		
中学卒	3	50.7	272,773	22,043	250,730		
技術係員	1,076	35.2	342,802	62,625	280,177		
大学卒	549	33.7	356,059	72,391	283,668		
短大卒	183	36.4	327,334	48,896	278,438		
高校卒	344	37.2	327,152	52,284	274,868		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	*	*	*	*	*	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。 電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	5	55.7	402,169	43,593	358,576	
	守 衛	12	50.6	379,661	32,760	346,901	
	用 務 員	—	—	—	—	—	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長	—	—	—	—	—	
	大 学 副 学 長	—	—	—	—	—	
	大 学 学 部 長	3	58.5	613,767	0	613,767	
	大 学 教 授	34	57.2	606,480	64,240	542,240	
	大 学 准 教 授	18	48.4	582,028	118,036	463,992	
	大 学 講 師	12	42.7	498,023	84,867	413,156	
	大 学 助 教	5	41.7	401,763	8,000	393,763	
職 種	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 教 頭	2	58.0	407,550	0	407,550	
	高 等 学 校 教 諭	21	42.6	293,714	10,276	283,438	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) } { 2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長 } ・構成員3人以上の室(係) の長 { 下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する 者、上記研究部(課)長及び 研究室(係)長を除く。) }
	研 究 部 (課) 長	8	46.1	574,285	21,708	552,577	
	研 究 室 (係) 長	9	46.4	417,054	4,816	412,238	
	主 任 研 究 員	22	37.7	381,507	51,757	329,750	
	研 究 員	35	31.0	300,913	43,082	257,831	
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
医 療	病 院 長	—	—	—	—	・ 部下に医師又は歯科医師 5人以上	
	副 院 長	—	—	—	—	・ 上記病院長に事故等のあ るときの職務代行者	
	医 科 長	*	*	*	*	*	・ 部下に医師又は歯科医師 1人以上
	医 師	16	53.0	1,510,335	515,421	994,914	
関 係 職	歯 科 医 師	*	*	*	*	*	
	薬 局 長	*	*	*	*	*	・ 部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	8	43.0	408,913	2,500	406,413	
	診療放射線技師	6	45.2	382,972	7,789	375,183	
	臨床検査技師	7	39.9	236,305	13,419	222,886	
	栄 養 士	10	37.6	263,381	2,666	260,715	
	理 学 療 法 士	21	35.6	294,867	7,088	287,779	
種	作 業 療 法 士	5	31.5	266,412	812	265,600	
	総 看 護 師 長	2	58.0	393,400	3,000	390,400	・ 部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	17	51.2	378,907	25,318	353,589	・ 部下に看護師又は准看護 師5人以上
	看 護 師	59	44.2	326,412	34,595	291,817	
	准 看 護 師	58	45.7	295,325	32,941	262,384	

- (注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。
- 4 上記は、以下第16表の各表において同じである。

(2) 企業規模500人以上

〔事務・技術関係職種〕

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
事 務	支 店 長	11	54.5	934,168	23	934,145	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)
	大 学 卒	10	54.1	954,504	0	954,504	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	工 場 長	*	*	*	*	*	・ 構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 部 長	事 務 部 長	117	53.5	750,073	4,898	745,175	・ 2課以上又は構成員20人 以上の部の長(取締役兼任 者を除く。) ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
	大 学 卒	103	53.7	779,086	4,183	774,903	
	短 大 卒	4	49.8	582,755	0	582,755	
	高 校 卒	10	53.5	574,563	13,410	561,153	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 部 長	技 術 部 長	84	53.4	685,976	4,178	681,798	同 上
	大 学 卒	65	53.7	732,817	5,682	727,135	
	短 大 卒	8	52.5	549,745	0	549,745	
	高 校 卒	11	52.8	560,718	0	560,718	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務	事 務 部 次 長	人	歳	円	円	円	・前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	55	50.3	689,016	17,954	671,062	
	短 大 卒	53	50.1	694,749	18,410	676,339	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
技 術	技 術 部 次 長	25	53.1	670,409	84	670,325	同 上
	大 学 卒	20	52.9	701,703	115	701,588	
	短 大 卒	2	54.0	588,565	0	588,565	
	高 校 卒	3	53.6	586,580	0	586,580	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 関	事 務 課 長	249	49.8	613,435	11,709	601,726	・2係以上又は構成員10人 以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
	大 学 卒	190	48.7	620,016	14,603	605,413	
	短 大 卒	3	51.2	486,839	4,333	482,506	
	高 校 卒	56	53.2	602,168	3,394	598,774	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 関	技 術 課 長	227	49.2	583,805	36,714	547,091	同 上
	大 学 卒	146	48.5	620,160	37,242	582,918	
	短 大 卒	24	50.6	549,842	51,032	498,810	
	高 校 卒	57	50.3	511,755	29,070	482,685	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 関	事 務 課 長 代 理	79	45.7	493,382	35,153	458,229	・上記課長に事故等のあると きの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等 の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上 を有する者 ・職能資格等が上記課長代理 と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	57	44.2	511,617	34,515	477,102	
	短 大 卒	8	46.7	432,349	28,056	404,293	
	高 校 卒	14	50.2	461,182	40,706	420,476	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 関 種	技 術 課 長 代 理	102	45.6	481,483	9,850	471,633	同 上
	大 学 卒	58	44.5	487,490	10,573	476,917	
	短 大 卒	24	46.2	468,748	10,155	458,593	
	高 校 卒	20	47.7	480,617	7,546	473,071	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務	事 務 係 長	289	45.7	500,040	74,522	425,518	・ 係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	163	43.2	499,275	77,824	421,451	
	短 大 卒	22	47.5	429,792	59,041	370,751	
	高 校 卒	104	49.0	513,951	72,502	441,449	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技 術 係 長	322	45.5	479,975	87,068	392,907	同 上
	大 学 卒	184	43.2	502,136	92,768	409,368	
	短 大 卒	38	44.8	418,668	55,647	363,021	
	高 校 卒	100	49.0	467,006	88,436	378,570	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 関	事 務 主 任	206	39.8	352,992	42,863	310,129	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	134	37.6	360,332	46,230	314,102	
	短 大 卒	40	43.0	349,952	38,981	310,971	
	高 校 卒	32	43.8	329,424	35,263	294,161	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 関	技 術 主 任	326	41.9	366,618	72,704	293,914	同 上
	大 学 卒	189	37.0	398,951	88,751	310,200	
	短 大 卒	27	40.3	409,967	100,667	309,300	
	高 校 卒	110	46.7	331,068	54,099	276,969	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 係	事 務 係 員	865	36.5	325,539	41,542	283,997	
	大 学 卒	519	33.7	327,338	46,193	281,145	
	短 大 卒	125	43.3	305,109	21,920	283,189	
	高 校 卒	219	38.6	333,118	42,853	290,265	
	中 学 卒	2	46.6	315,415	33,793	281,622	
技 術 係	技 術 係 員	654	34.9	358,521	69,920	288,601	
	大 学 卒	352	33.6	371,759	80,060	291,699	
	短 大 卒	112	36.4	341,546	53,539	288,007	
	高 校 卒	190	36.6	341,361	58,534	282,827	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

(3) 企業規模100人以上500人未満

〔事務・技術関係職種〕

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
事 務	支 店 長	—	—	—	—	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—		
技 術	工 場 長	—	—	—	—	・ 構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—		
事 務 部 長	事 務 部 長	31	52.5	513,786	6,679	507,107	・ 2課以上又は構成員20人 以上の部の長(取締役兼任 者を除く。) ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
	大 学 卒	22	51.1	529,610	9,572	520,038	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	7	56.6	463,226	0	463,226	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
技 術 部 長	技 術 部 長	34	51.5	484,524	170	484,354	同 上
	大 学 卒	18	52.7	479,925	256	479,669	
	短 大 卒	3	44.0	515,663	0	515,663	
	高 校 卒	13	52.0	482,017	99	481,918	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務	事 務 部 次 長	11	52.0	516,741	21,291	495,450	・前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	7	50.1	525,851	22,686	503,165	
	短 大 卒	2	54.5	547,465	25,800	521,665	
	高 校 卒	2	56.5	454,130	11,900	442,230	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技 術 部 次 長	8	50.3	407,424	0	407,424	同 上
	大 学 卒	4	49.8	369,810	0	369,810	
	短 大 卒	2	52.2	469,307	0	469,307	
	高 校 卒	2	49.3	403,780	0	403,780	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 課	事 務 課 長	77	50.1	412,853	14,514	398,339	・2係以上又は構成員10人 以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
	大 学 卒	49	49.1	416,043	12,646	403,397	
	短 大 卒	8	46.7	367,873	23,421	344,452	
	高 校 卒	20	53.7	423,347	15,302	408,045	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 課	技 術 課 長	79	48.2	425,340	8,875	416,465	同 上
	大 学 卒	39	46.8	422,214	11,618	410,596	
	短 大 卒	4	42.3	378,356	26,346	352,010	
	高 校 卒	36	50.2	433,242	4,402	428,840	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 課 長 代 理	事 務 課 長 代 理	17	46.1	345,343	2,855	342,488	・上記課長に事故等のあると きの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等 の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上 を有する者 ・職能資格等が上記課長代理 と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	10	44.6	360,356	4,350	356,006	
	短 大 卒	2	46.5	302,326	0	302,326	
	高 校 卒	5	48.8	336,082	1,305	334,777	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 課 長 代 理	技 術 課 長 代 理	22	44.4	371,426	29,946	341,480	同 上
	大 学 卒	17	42.7	372,058	36,975	335,083	
	短 大 卒	2	50.5	393,436	0	393,436	
	高 校 卒	3	50.3	356,065	6,768	349,297	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務	事 務 係 長	101	44.7	349,108	35,555	313,553	・係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	66	43.3	359,080	36,868	322,212	
	短 大 卒	8	44.3	328,654	38,441	290,213	
	高 校 卒	27	47.6	334,876	32,057	302,819	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技 術 係 長	57	44.3	397,618	80,038	317,580	同 上
	大 学 卒	28	40.7	368,522	63,796	304,726	
	短 大 卒	9	50.2	430,528	95,898	334,630	
	高 校 卒	19	45.7	408,395	84,991	323,404	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
技 術 関	事 務 主 任	97	41.1	293,901	26,699	267,202	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	63	39.9	303,010	34,160	268,850	
	短 大 卒	16	42.5	269,169	17,305	251,864	
	高 校 卒	18	43.5	287,413	12,169	275,244	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 関	技 術 主 任	82	41.2	344,574	60,031	284,543	同 上
	大 学 卒	54	40.9	338,001	51,893	286,108	
	短 大 卒	8	41.1	366,296	86,939	279,357	
	高 校 卒	20	42.0	354,132	71,856	282,276	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 係 員	事 務 係 員	560	38.9	268,383	25,311	243,072	
	大 学 卒	262	36.1	274,834	26,992	247,842	
	短 大 卒	91	41.3	264,194	24,786	239,408	
	高 校 卒	206	41.2	262,352	23,519	238,833	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
技 術 係 員	技 術 係 員	323	36.4	303,970	43,325	260,645	
	大 学 卒	159	34.2	303,418	45,095	258,323	
	短 大 卒	51	36.8	298,984	38,469	260,515	
	高 校 卒	113	39.3	307,144	43,089	264,055	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

(4) 企業規模50人以上100人未満

〔事務・技術関係職種〕

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
事 務	支 店 長	—	—	—	—	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—		
技 術	工 場 長	—	—	—	—	・ 構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—		
関 係	事 務 部 長	7	51.8	467,977	8,149	459,828	・ 2課以上又は構成員20人 以上の部の長(取締役兼任 者を除く。) ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
	大 学 卒	6	50.7	460,574	9,507	451,067	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職 種	技 術 部 長	6	52.8	442,609	22,775	419,834	同 上
	大 学 卒	5	52.5	420,395	21,205	399,190	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事 務 部 次 長	人	歳	円	円	円	<ul style="list-style-type: none"> ・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間）
	3	55.2	458,459	17,120	441,339	
	2	54.0	470,684	0	470,684	
	—	—	—	—	—	
	*	*	*	*	*	
中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 部 次 長	3	45.2	375,928	25,428	350,500	同 上
	2	42.0	367,169	24,269	342,900	
	—	—	—	—	—	
	*	*	*	*	*	
	—	—	—	—	—	
事 務 課 長	20	49.9	372,371	19,530	352,841	<ul style="list-style-type: none"> ・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	9	48.9	374,472	14,367	360,105	
	*	*	*	*	*	
	10	52.0	380,714	23,550	357,164	
	—	—	—	—	—	
技 術 課 長	11	48.5	406,879	22,558	384,321	同 上
	3	46.2	427,757	7,500	420,257	
	2	51.0	473,150	42,250	430,900	
	6	48.8	374,350	23,523	350,827	
	—	—	—	—	—	
事 務 課 長 代 理	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・上記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
技 術 課 長 代 理	2	47.5	433,712	87,462	346,250	同 上
	*	*	*	*	*	
	—	—	—	—	—	
	*	*	*	*	*	
	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務 係 長	人	歳	円	円	円	・ 係の長及び係長級専門職	
	23	44.9	285,854	18,699	267,155		
	大学卒	8	41.1	296,271	23,591		272,680
	短大卒	4	43.5	255,225	12,100		243,125
	高校卒	11	48.2	289,416	17,542		271,874
中学卒	—	—	—	—	—		
技 術 係 長	19	44.9	355,207	59,070	296,137	同 上	
	大学卒	8	46.6	351,413	49,759		301,654
	短大卒	*	*	*	*		*
	高校卒	10	43.7	351,949	62,611		289,338
	中学卒	—	—	—	—		—
事 務 主 任	16	46.9	328,772	18,866	309,906	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職（係長－係員間）	
	大学卒	8	44.1	343,196	21,398		321,798
	短大卒	*	*	*	*		*
	高校卒	6	51.0	343,104	20,823		322,281
	中学卒	*	*	*	*		*
技 術 主 任	14	40.6	335,304	57,920	277,384	同 上	
	大学卒	6	37.7	350,809	68,234		282,575
	短大卒	4	43.8	298,610	39,005		259,605
	高校卒	4	41.8	348,741	61,366		287,375
	中学卒	—	—	—	—		—
事 務 係 員	172	39.9	236,187	14,256	221,931		
	大学卒	67	37.6	266,298	19,619		246,679
	短大卒	27	42.4	204,998	11,628		193,370
	高校卒	78	41.0	221,118	10,559		210,559
	中学卒	—	—	—	—		—
技 術 係 員	99	34.8	268,405	33,600	234,805		
	大学卒	38	33.2	293,367	50,512		242,855
	短大卒	20	35.2	264,470	32,415		232,055
	高校卒	41	36.1	247,190	18,502		228,688
	中学卒	—	—	—	—		—

2 再雇用者

企業規模計

(平成30年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長・工場長	—	—	—	—	—	1の(1)企業規模計の 備考欄参照
60歳男性	—	—	—	—	—	
事務・技術部長	6	62.6	396,054	0	396,054	
60歳男性	2	60.5	443,308	0	443,308	
事務・技術部次長	—	—	—	—	—	
60歳男性	—	—	—	—	—	
事務・技術課長	4	62.8	387,568	11,111	376,457	
60歳男性	—	—	—	—	—	
事務・技術課長代理	—	—	—	—	—	
60歳男性	—	—	—	—	—	
事務・技術係長	15	62.8	219,496	10,929	208,567	
60歳男性	*	*	*	*	*	
事務・技術主任	*	*	*	*	*	
60歳男性	—	—	—	—	—	
事務・技術係員	233	62.7	234,165	13,304	220,861	
60歳男性	34	60.5	235,325	13,584	221,741	

第17表 民間における家族手当の支給状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

(1) 家族手当の支給状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する			配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
	配偶者の収入制限あり	配偶者の収入制限なし			
73.8%	(92.0%)	[80.5%]	[19.5%]	(8.0%)	26.2%

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

(2) 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない(検討も行っていない)
9.3%	14.0%	76.7%

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

(3) 扶養家族の構成別支給月額

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	12,920円
配 偶 者 と 子 1 人	18,714円
配 偶 者 と 子 2 人	23,585円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

(備考) 県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については9,500円、子については1人につき8,500円、配偶者及び子以外については1人につき6,500円である。

なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第18表 民間における住宅手当の支給状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	40.4%
支 給 し な い	59.6%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額 の 最 高 支 給 額 の 中 位 階 層	26,000円以上 27,000円未満

(注) 事業所割合は、全体の事業所を100とした割合である。

(備考) 県職員の場合、借家・借間居住者に対する住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第19表 民間における特別給の支給状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

項目		支給額等 (事務・技術等従業員)
平均所定内給与月額	下半期(A1)	333,713円
	上半期(A2)	334,461円
特別給の支給額	下半期(B1)	757,738円
	上半期(B2)	728,665円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.27月分
	上半期(B2/A2)	2.18月分
年間の平均		4.45月分

(注) 下半期とは平成29年8月から平成30年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(備考) 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.40月分である。

第20表 民間における冬季賞与の配分状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

項目	部長級		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模						
規模計	43.5	56.5	44.0	56.0	46.4	53.6
500人以上	35.9	64.1	33.7	66.3	39.8	60.2
100人以上500人未満	48.1	51.9	48.4	51.6	49.5	50.5
50人以上100人未満	45.2	54.8	49.8	50.2	50.6	49.4

第21表 民間における給与改定の状況等

(平成30年職種別民間給与実態調査)

(1) 給与改定の状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係 員	28.8	14.1	0.0	57.1
課 長 級	28.5	11.8	0.0	59.7

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

(2) 定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給中止	定期昇給制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係 員	88.7	87.8	21.8	5.3	60.7	0.9	11.3
課 長 級	87.1	86.2	18.9	5.5	61.8	0.9	12.9

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 県職員給与と民間給与との比較

第22表 県職員の給与と民間事業従業員の給与との比較

区 分	民間事業従業員	県 職 員	較差(A)－(B) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
	行政職相当職 (A)	行 政 職 (B)	
平均給与月額	363,688 円	363,092 円	596 円 (0.16%)

- (注) 1 「行政職相当職」とは民間事業所における行政職給料表適用者に相当する事務・技術関係職種
の該当者を、「行政職」とは行政職給料表適用者をいう。(参考1において同じ。)
- 2 県職員、民間事業従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(参考1) 民間給与との比較を行う県職員(行政職)の平均給与月額

平均給与月額	給 料	地域手当	給料の特別調整額	扶養手当	住居手当	その他
363,092 円	330,360 円	11,533 円	7,271 円	9,262 円	4,391 円	275 円

(注) 県職員の平均年齢は44.0歳で、平均経験年数は21.5年である。

(参考2) 給与比較における対応関係

県 職 員 (行 政 職)	対 応 民 間 職 種		
	企 業 規 模 500人以上	企 業 規 模 100人以上500人未満	企 業 規 模 50人以上100人未満
9 級	支 店 長 工 場 長 部 次 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長
8 級	課 長		
7 級		課 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長
6 級	課 長 代 理	課 長	部 次 長
5 級			課 長
4 級	係 長	課 長 代 理	課 長 代 理
3 級		係 長	係 長
2 級	主 任	主 任	主 任
1 級	係 員	係 員	係 員

(注) 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、
係長に含めている。

4 生計費関係資料

平成30年4月の標準生計費算定方法

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成30年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～26歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して、平成30年4月の費目別標準生計費を算定した。高松市の数値については、これに本県と全国との費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第23表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1-1 高松市

(平成30年4月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	23,983	38,361	47,648	56,928	66,216
住居関係費	48,400	53,043	47,695	42,343	36,995
被服・履物費	1,874	6,542	7,516	8,489	9,462
雑費Ⅰ	71,170	64,286	119,226	174,197	229,137
雑費Ⅱ	15,311	34,998	43,362	51,714	60,066
計	160,738	197,230	265,447	333,671	401,876

(注) 集計世帯数は、48世帯である。

その1-2 高松市

(平成30年5月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	24,055	38,476	47,792	57,100	66,415
住居関係費	36,355	39,843	35,826	31,805	27,789
被服・履物費	2,236	7,806	8,967	10,128	11,289
雑費Ⅰ	24,447	22,082	40,954	59,837	78,709
雑費Ⅱ	8,672	19,823	24,561	29,291	34,022
計	95,765	128,030	158,100	188,161	218,224

(注) 1 集計世帯数は、52世帯である。

その2 全国

(平成30年4月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	25,490	40,770	50,640	60,510	70,380
住居関係費	47,720	52,300	47,030	41,750	36,480
被服・履物費	2,580	9,010	10,350	11,690	13,020
雑費Ⅰ	32,860	29,680	55,050	80,430	105,800
雑費Ⅱ	8,280	18,930	23,450	27,970	32,480
計	116,930	150,690	186,520	222,350	258,160

(注) 人事院資料による。

5 労働経済関係資料

第24表 労働経済指標

項 目		年 月		平成		29年	
		28年度	29年度	4月	5月		
賃金・労働時間	全国調査	①きまって支給する給与 (調査産業計)	(千円)	290.0	291.4	295.0	289.0
			前年度比・前年同月比(%)	0.3	0.5	0.3	0.5
		②所定内給与 (調査産業計)	(千円)	265.0	266.5	268.9	264.8
			前年度比・前年同月比(%)	0.4	0.6	0.6	0.7
		③総実労働時間数 (調査産業計)	(時間)	148.3	147.9	153.1	144.7
		④所定外労働時間数 (調査産業計)	(時間)	12.7	12.6	13.2	12.3
	香川県 地方調査	⑤きまって支給する給与 (調査産業計)	(千円)	265.2	267.0	267.2	262.2
			前年度比・前年同月比(%)	△ 0.9	0.7	△ 1.3	△ 1.4
⑥所定内給与 (調査産業計)		(千円)	242.0	245.4	243.6	241.3	
		前年度比・前年同月比(%)	△ 0.9	1.4	△ 0.8	△ 0.1	
	⑦総実労働時間数 (調査産業計)	(時間)	149.8	149.8	154.1	145.6	
	⑧所定外労働時間数 (調査産業計)	(時間)	11.9	11.9	11.7	10.9	
生計費	⑨ 消費支出 (全世帯)	全国	(千円)	282.2	283.0	295.9	283.1
			前年比・前年同月比(%)	△ 1.8	0.3	△ 0.9	0.4
		人口5万以上の都市	(千円)	286.6	—	300.4	285.8
			前年比・前年同月比(%)	△ 1.3	—	△ 0.9	△ 0.5
		高松市	(千円)	285.6	299.3	309.7	283.0
	前年比・前年同月比(%)	△ 8.6	4.8	20.3	△ 0.7		
物価	⑩ 消費者物価指数	全国	前年度比・前年同月比(%)	△ 0.1	0.7	0.4	0.4
		人口5万以上15万未満の都市	前年度比・前年同月比(%)	0.0	0.8	0.5	0.5
		高松市	前年度比・前年同月比(%)	0.0	0.6	0.1	0.5
雇用	⑪ 常用雇用指数 (調査産業計)	全国	前年度比・前年同月比(%)	0.9	1.6	1.6	1.8
	⑫ 完全失業率	全国	(%) (季節調整値)	3.0	2.7	2.8	3.0
	⑬ 有効求人倍率	全国	(倍) (季節調整値)	1.39	1.54	1.47	1.49
		香川県	(倍) (季節調整値)	1.65	1.75	1.71	1.75
生産	⑭ 実質国内総生産	全国	前年度比・前期比(%)	1.2	1.6	0.5	

- (注) 1 (p) の付されている数値は速報値である。
 2 ①、②、⑤、⑥、⑩、⑪については平成27年基準、⑭については平成23年基準である。
 3 ①～⑧、⑪は、事業所規模30人以上の数値である。
 4 ①～⑧、⑪は毎月勤労統計調査(厚生労働省)、⑨は家計調査(総務省)、⑩は消費者物価資料による。(①～④、⑪については、平成31年1月に実施した厚生労働省による再集計の
 5 ⑨の平成28年度、29年度の欄は、それぞれ平成28暦年、29暦年の数値である。
 6 ⑨の人口5万人以上の都市は、集計事項見直しのため平成30年1月以降廃止。

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	30年 1月	2月	3月	4月
291.5	291.3	289.3	291.1	291.6	291.8	291.9	290.0	290.0	293.8	296.6
0.4	0.4	0.4	0.7	0.2	0.4	0.4	0.7	0.2	0.8	0.6
267.3	267.0	265.3	267.1	266.6	266.0	266.0	265.6	265.3	268.4	270.7
0.7	0.6	0.4	0.8	0.4	0.4	0.5	0.8	0.4	0.9	0.7
154.2	150.5	144.5	148.4	149.7	150.9	148.9	139.0	143.1	147.6	150.9
12.3	12.4	12.0	12.5	12.8	13.1	13.2	12.0	12.4	12.9	13.0
264.5	265.0	264.6	265.8	268.4	268.2	265.6	272.3	270.2	270.3	278.0
△ 2.0	0.3	0.4	0.6	1.4	0.6	△ 0.2	4.2	2.9	2.6	4.0
243.4	243.7	244.1	244.6	246.0	245.0	243.7	250.0	249.3	249.9	255.5
△ 1.2	0.8	1.2	1.1	2.0	1.2	0.7	4.6	3.9	3.7	4.9
157.3	151.7	145.3	151.8	152.1	152.7	148.9	143.2	146.0	149.2	154.0
11.1	11.6	10.6	11.8	12.1	12.4	12.0	13.0	12.2	13.1	13.5
268.8	279.2	280.3	268.8	282.9	277.4	322.2	289.7	265.6	301.2	294.4
2.8	0.4	1.4	0.6	0.3	2.4	1.2	3.7	1.9	1.1	△ 0.5
272.0	284.2	281.7	273.8	284.5	280.4	324.8	—	—	—	—
3.7	△ 0.2	0.9	1.2	△ 1.4	1.8	0.6	—	—	—	—
287.6	311.9	289.7	317.3	287.8	274.5	325.5	294.6	254.9	351.9	409.7
15.4	11.7	0.2	9.7	△ 2.2	△ 1.8	△ 1.9	△ 9.2	△ 6.1	13.9	32.3
0.4	0.4	0.7	0.7	0.2	0.6	1.0	1.4	1.5	1.1	0.6
0.5	0.6	0.8	0.8	0.3	0.7	1.1	1.4	1.5	1.1	0.7
0.4	0.4	0.7	0.5	0.0	0.6	0.7	1.0	1.3	1.2	1.3
1.5	1.7	1.4	1.7	1.8	1.8	1.5	1.4	1.6	1.5	1.2
2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.7	2.7	2.4	2.5	2.5	2.5
1.50	1.51	1.52	1.53	1.55	1.56	1.59	1.59	1.58	1.59	1.59
1.75	1.72	1.73	1.72	1.75	1.75	1.75	1.75	1.77	1.84	1.73
	0.5			0.3			(p) △ 0.2			

指数（総務省）、⑫は労働力調査（総務省）、⑬は職業安定業務統計（厚生労働省）、⑭は内閣府結果を反映していない。）

6 勤務時間等関係資料

第25表 職員の年次休暇の使用日数及び超過勤務時間

		年 次 休 暇			超 過 勤 務 時 間		
		平成27年	平成28年	平成29年	平成27年度	平成28年度	平成29年度
知事 事務局	本 庁	7.1 ^日	7.0 ^日	7.3 ^日	22.1 ^{時間}	20.3 ^{時間}	18.7 ^{時間}
	出先機関	10.6	10.3	10.6	7.1	7.7	9.2
	計	8.9	8.8	9.0	13.9	13.5	13.6
教育 委員会	教育職員	9.6	10.6	10.5			
	事務局職員	6.7	7.2	7.4			
	計	9.3	10.3	10.2	12.1	12.8	15.6
警察 本部	警 察 官	5.2	6.0	6.9	20.7	21.3	20.6
	事務職員	6.4	7.3	8.3	14.8	15.8	15.0
	計	5.4	6.5	7.1	19.9	20.6	19.9

- (注) 1 年次休暇の使用日数は、職員1人当たりの年平均使用日数である。
 2 超過勤務時間は、職員1人当たりの月平均超過勤務時間である。
 3 教育職員には、その職務と勤務態様の特殊性に基づき、勤務時間の内外を包括的に評価し、超過勤務手当及び休日給にかわるものとしての教職調整額が支給されているため、超過勤務手当等の算定基礎となる超過勤務時間は把握されていない。

7 人事院勧告の要旨

人事院は、去る8月10日、国会と内閣に対し、国家公務員の給与について報告及び勧告を行い、あわせて、公務員人事管理について報告するとともに、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行った。

(1) 給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差 (0.16%) を埋めるため、俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ (0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査 (完了率88.2%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 655円 0.16% [行政職(一)…現行給与 410,940円 平均年齢43.5歳]
[俸給 583円 はね返し分(注) 72円] (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績 (支給割合) と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.46月 (公務の支給月数 4.40月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験（大卒程度）、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
30年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.90月（支給済み）	0.95月（現行0.90月）
31年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.925月	0.925月

[実施時期]

- ・月例給：平成30年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他

(1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

(2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討

(2) 公務員人事管理に関する報告の骨子

国民の信頼回復と職場の活性化に向けて人事管理の観点から取り組み、多様な有為の職員が高い倫理感・使命感を持って国民のために職務に精励する公務職場の実現に努力

1 国民の信頼回復に向けた取組

(1) 研修等を通じた倫理感・使命感の醸成

行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識を再度徹底。倫理に係る研修教材の作成・配布や啓発活動を着実に実施。幹部職員を対象に役割を再認識させる研修を実施

(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策

外部の者からのセクハラに関する相談窓口を設置することとともに、課長級職員・幹部職員への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策を検討・措置

(3) 公文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の明確化

公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及び標準的な量定を「懲戒処分の指針」に追加。公文書の偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんの場合の標準的な量定は免職又は停職

2 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

政策を的確に企画立案し、適切に執行できる優秀かつ多様な人材を確保するため、人材に係るニーズと具体的に結び付けながら、各府省等と連携した施策を引き続き展開

(2) 人材の育成

部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極的に実施

(3) 成績主義の原則に基づく人事管理

職員の昇任等に当たり倫理観を持った職務遂行や部下指導の状況について十分に留意することを徹底。人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援

3 働き方改革と勤務環境の整備等

(1) 長時間労働の是正

国家公務員の超過勤務等について、以下の事項等を措置

- ・ 超過勤務命令の上限を人事院規則において原則 1 月 45 時間・1 年 360 時間（他律的業務の比重の高い部署においては 1 月 100 時間・1 年 720 時間等）と設定。大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には上限を超えることができるとし、事後的な検証を義務付け
- ・ 1 月 100 時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化
- ・ 各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が 10 日以上職員が年 5 日以上年次休暇を使用できるよう配慮

(2) 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等

本年 3 月に発出した両立支援に係る指針の内容の徹底、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくりの推進、過労死等防止対策大綱に基づく取組の実施

(3) ハラスメント防止対策

検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討

(4) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、慶弔に係る休暇について措置

(3) 定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子

- 質の高い行政サービスを維持するためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。定年を段階的に65歳まで引上げ
- 民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳超の職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定
- 能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、役職定年制の導入により組織活力を維持
- 短時間勤務制の導入により、60歳超の職員の多様な働き方を実現

1 国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

- ・ 平成23年、人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出
平成25年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用すること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等を閣議決定
- ・ 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（閣議決定）において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院の意見の申出も踏まえ検討した結果、定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成30年2月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）においても、「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」等としている

2 定年の引上げの必要性

- ・ 少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用者の大多数はフルタイム勤務
- ・ 公務では平成26年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職(一)の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約7割、勤務形態は短時間勤務の者が約8割。このまま再任用職員の割合が高まると、職員の能力及び経験を十分にいかしきれず、公務能率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ
- ・ 複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られる
- ・ 定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要

3 定年の引上げに関する具体的措置

(1) 定年制度の見直し

- ・ 一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要
- ・ 定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置
- ・ 60歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置

(2) 役職定年制の導入

- ・ 新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入

- ・ 管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任又は転任（任用換）。任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定

(3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資する
- ・ 短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要

(4) 60歳を超える職員の給与

- ・ 「賃金構造基本統計調査」では、民間（管理・事務・技術労働者（正社員））の60歳前半層の年間給与水準は60歳前の約70%。「職種別民間給与実態調査」でも、定年延長企業のうち、60歳時点で給与減額を行っている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準は60歳前の7割台
- ・ これらの状況を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳前の7割水準に設定。役職定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合がある
- ・ 具体的には、60歳を超える職員の俸給月額が60歳前の70%の額とし、俸給月額の水準と関係する諸手当等は60歳前の7割を基本に手当額等を設定（扶養手当等の手当額は60歳前と同額）。また、役職定年により任用換された職員等の俸給は、任用換前の俸給月額の70%の額（ただし、その額は任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限）
- ・ 60歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置とし、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討

※ 上記の諸制度について、定年の引上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用状況、能力・実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討

関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討

4 定年の引上げに関連する取組

(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

- ・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う
- ・ 勤務実績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う
- ・ 採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか、節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要

(2) 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討
- ・ 定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置
- ・ 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討